

を概観し、各説にては其等市勢各方面に於ける情勢の推移を上、下に分けて詳述してゐる。その上に於ては「産業の發展及び富の蓄積」「生活状態の變遷」「人口の増殖」「市の膨脹及び充實」の四章、その下は「行幸行啓並びに皇室關係記事」「市政機關の沿革」「市營事業」「市の財政」「衛生」「土木」「勸業」「社會事業」「教育」「外事」「兵事警察並びに消防」「式典並びに褒賞」の十二章と成り、其等各章の項目に於ては前縣市史の體裁を踏襲せるものであるが、その内容に於ては世界大戰による我國資本主義機構の驚くべき發展、それ等の渦巻より生ずる各方面に於ける雜多の矛盾、又それに相應する物心兩方面に於ける情勢の變革進展等は殆んど前縣市史收載の大正七年以前の神戸市勢の舊態とは一變せるものすら存するものあるを知らしめる。第二册別録は二部に分れ

第一部は小葉田淳氏執筆に係る「中世の兵庫と外國關係」にして「兵庫港の發達」「日明交渉と兵庫」「日鮮交渉と兵庫」「琉球との交渉と兵庫」「中世末期の外國關係と兵庫」の五章より成り、前縣市史別録に收められたる「中世の兵庫」を補充してよく中世兵庫の全貌を豊富なる史料を驅使して各方面より検討し明らかにされてゐる。又第二部は「神戸の氣象」「神戸の港灣」「神戸の海運」「神戸の港外國貿易の變遷」の四章よりなり京阪神の商工都市をヒンターランドとして近時異常なる發展伸長を遂げたる神戸港の機能及其の活動狀況を充分に知り得る。

尙第三册は資料を主として他に附圖、年表、書目、索引等を收載せるが、資料としては「古代、中世の兵庫及び附近に關する資

料」を以て前縣市史資料の補充を爲し「近世の資料」は楠公碑關係、北風家關係、高田屋嘉兵衛關係及福原鬢鏡を追加して收録してゐる。また年表、索引は前縣市史のそれと相俟つて讀者に多大の便宜を與へるものであり、編纂員の勞苦は十分に感謝さるべきものである。

以上甚だ簡單にしてたゞその章目を列擧するに過ぎざるものであり、本書の内容を察知し得ざる憾あるを思ふのであるが、前述せる如く此の第二輯市史は大正八年以來十五ヶ年間と言ふ如き極く短き期間、而も餘りにも吾々に身近き時代に於ける縱根錯雜したる社會情勢の推移を觀んとするものにして、其の編纂事業は或意味に於て頗る困難なるものなりしを推察するに難くないが、よく美事なる成果を擧げ且つ統計、グラフ等を十分に活用し以て其の記述を瞭然たらしめてゐるが如き、實に前縣市史の續編たるの役割を立派に果し得たものと言ひ得るであらう。

尙第二輯神戸市史完了について、前縣市史九册の再版が計畫せられ、既にその本編總説及び各説、別録ノ一の三册が刊行せられたることを附記する。(菊判、第一册本編一九六頁、第二册別録七九四頁、第三册資料等七五五頁、神戸市役所發行、非賣)(原山)

○唐宋法律文書の研究

仁井田 陞著

支那は古來典禮の國・制度の國で、其の整備の現象は支那文化の華と謂はれ、法律方面に於ても律・令・格式相備はり、殊に唐代

のそれは時間的には上古以來のその集大成にして、空間的には東洋諸國のそのの典範と爲りたるものであるが、此等の整備せること、その如何なる程度に實行せられたるかとは別個の問題で、實行に重きを置かぬが故に典禮制度・律令格式の整備は理想的境界にまで發達し得られ、それが理想的境界にまで發達せるが故にその全部の實行が不可能事と爲るのである。孝は百行の本にして三年の喪は最も重要な制なるに拘らず、之があまり實行されなかつたことは『孟子』滕文公篇に古來諸國にて之が行はれたることなき記述あるにも明で、他は推して知るべきである。然らば唐宋時代の法律に於ても、その規定が如何なる程度に實行せられたるかを探究せざれば、單に明文にのみ據りて諸種の法律の發布存在を確認しても、結局は飾物的法律の研究となりて、實際の唐宋法律の科學的研究とは爲らぬ。然らば唐宋法律の科學的研究は如何にすれば宜しきかと謂はゞ、其の方法は一つしかない。即ち當時の法律運用上に於ける實際事件に關する文書を研究し、以て規定の法律明文と參照するに在る。

然るに唐宋時代の法律適用實在事件に關する根本文書は從來あまり遺存して居らぬ。所傳の書籍上に於ける記事は概して筆者の主觀的叙述が加へられてあつて、右の如き研究的立脚地に立つ學者にとりては尙ほ隔靴搔癢の感がある。此の際に當り熈熈其の他の地方發見の種々の法律的根本資料の存するは洵に學界の幸と謂はねばならぬ。大凡三十年前熈熈地方の石室より發見せられて今日倫敦の大英博物館と巴里の國立圖書館とに藏せらるゝ墨寶は前

者に於ては私の推定する處約六千點、後者に於ては私の實地調査する所、五千五百四十一點、合計壹萬二千點ばかりに達する。此の中には古佚書の舊鈔、同類異本の古寫、藝文經籍志未收の書即ち從來その存在を傳へられざる珍本の寫本なども豊富で、發見以來幾多の學者に依りて調査紹介せられ學界に裨益を與へて居るは喋々するを要しないが、其の他の謂はゞ古文書・雜文書とも稱すべきものは從來あまり學界に紹介せられて居らぬ。所謂古文書・雜文書の中には、私が佛國々立圖書館に於て調査したる限に於ても、熈熈郡地方官公署公文書類、熈熈地方住民私文書類、佛寺公私文書類、儀軌文書等あるのみならず、本來此等の熈熈史料は北魏の道武帝の天興年間(西紀三九八—四〇四年)より北宋の太宗の至道年間(西紀九九五—九九七年)に至る約六百年間に、熈熈地方に嘗て存在したる乾明・蓮臺・淨土・報恩・龍興・大雲・靈修・聖光・法海・乾元・開元・靈樹・永安・安國・大乘・普光・顯明・金光明・興善・靈圖・禪定・永康・三界の諸佛寺に於て其の必要な備品として製作收藏せられたる記録類、此等諸寺にて少年子弟に普通教育を授けたる結果になりし文書類、並に何かの理由より此等佛寺に預け藏せられたる公私文書類、或は唐五代の間に於ける頻次の中原の戰亂を避けて長安・開封等より熈熈地方に逃れ來りし者の攜帶將來して此等佛寺の挿架に騎せし種々の記録類をば北宋の太宗の至道年間より眞宗の大中祥符年間(西紀一〇〇八—一〇一六年)に至る間に何人か纏めて石室に秘藏したるものであるから、熈熈地方に成りし記録のみならず、中原にて成りたる文書類もある

のである。私の少量の閲覽より推定すれば大英博物館所蔵のものも亦大抵類を同じくする物の多いこと推定に難くない。此の所謂古文書・雜文書の學界への紹介、並に研究利用は從來僅少しか爲されて居らぬ。此等の古文書・雜文書の中には唐宋時代の法律文書が相當に遺存して、土地賣買契約文書、交換文書、施入文書、消費貸借契約文書、土地使用貸借文書、土地貸貸契約文書、人畜雇傭文書、典身契約文書、請負契約文書、賠償文書、離縁文書、養子文書、家産分割契約文書、遺言狀、戸籍、告身など各方面に涉りて唐宋時代法律の如何なる程度に實行せられ居りたるかを知り得べき根本史料が豊富に存するのである。此等の熾楹文書並に和蘭、吐魯番地方等にて發見せられた根本史料を利用して所傳の唐宋時代の法律の規定とを照合し、以て唐宋時代の法律運用の實際を研究闡明せむと試みたるものが仁井田博士の此の大著である。

同君は元來法律出身の方であるから、此等法律史料の取り扱ひ方法に於て法律的に熟せられて居るのみならず、其の研究の眞摯にして熱心なること申す迄もなく殊に學道的徳心に厚く、その史料にして人の既に學界に紹介せられたるものならば一一鄭重にこの事を記して、他人の功を表彰し、私なども實に頻次に鄙名を掲げられて衷心恐縮して居る一人である。

本書は昭和十一年四月に研究結果報告として東方文化學院東京研究所へ提出せられたるもの、由で、またその第一・第二兩編は『唐宋私法史文書の研究』と題し昨春東京帝國大學に學位請求論文として提出せられ、以て法學博士の學位を得られたるもの、由で

ある。本文は四六倍版、八百五十七頁の老なる編著にして三篇二十一章・四十八節より成る。第一編は總論とも謂ふべきもので、法律文書の源流と其の材料・唐宋法律文書と其の材料・花押及び略花押・畫指指模及び手模・印章につき書籍上の記載と根本史料とに準據しつゝ論述せられてある。第二編は賣買文書以下交換・施入・消費貸借・使用貸借・貸借・雇傭・請負・手形・賠償・離婚・養子・家産分割・遺言・戸籍の各文書に涉り所傳上の規定と根本史料との比較研究を爲したるもの、第三編は告身・徵券・國際盟約書・教牒・符・過所及公驗につき根本史料に基いて論述したるものである。本書全體を通じて貴重なる點は、必らず當時の根本史料に基いて論述せむとせる研究方針で、これ單に書籍の記載のみに基ける從來の支那法制史研究家のそれと撰を異にし、本書の學問的價値の一層豊なる所以であると謂へる。根本史料を豊富に列擧せる爲に個處によりては史料集の觀を爲す處もあるが、それは何れも珍奇なる根本史料のみなれば、その列擧だけでも學界に貢獻する所の大なるは架説するを要せぬ。矧んや各種文書何れも總説ありて見解を掲げあるをやである。

本書に利用せらるゝ各種根本史料は必らずしも熾楹他の他の根本史料中に於ける各種文書を悉くしては居らぬ。例せば第七章の雇傭文書の如き、大英博物館の龍德肆年文書と佛國々立圖書館の斷簡との二種を實例として擧げられてあるに過ぎぬが、實は私の調査したる佛國々立圖書館のもの限りに於ても唐宋五代のものと思はるゝもの他に七篇あり、根本史料より歸納的に當時の雇傭契

約の條件習慣などを知らむには一篇でも史料の多い方が妥當なる結論を得易い譯であるが龍德肆年のものは典型的のものであるから、他の七篇を之に加へても別に結論に相違を出せぬ故之にて宜しいが、僅少なる史料より妥當適正なる結論を下さむには、之に利用する文書が典型的完備のものたることを要する。若し典型的完備のものが二三篇あらば多數の同類同種文書の羅列は必ずしも必須事には非ず、幸にも本書各部に引用利用せらるゝ燉煌其の他の地よりする發見根本史料は概ね典型的に近い文書である様である上に、豊富なる書籍上よりする該博なる著者の法律的智識を以て之を咀嚼解釋せられてあるから、全體を通じて唐宋時代の法律の實際運用上の實情を察知することが出来るのみならず、施いては我が平安朝時代のそれを研究する上に於ても缺くべからざる研究である。過日我が文學部國史研究室主催にて展覧せられたる第二回神道史資料展覧に東唯一氏所藏として出陳せられたる寛平八年、天曆十年、貞元三年、寛弘三年の年紀ある山田郷長籍や長和二年の年紀ある所領地林相替狀、寛仁三年の年紀ある所領畠地賣券などの文書形式が唐宋時代の同種文書と殆んど形式を一にせるなどは興味深く、國史家も亦一應を讀まれて各種文書と比較せらるゝ必要があらう。蓋し本書は此等支那西陲發見の根本史料を利用活用したる法律學者の支那法律の研究の未曾有の編著にして永久に和漢法律史學界に貢獻する功績は不滅と申しても過言でないからう。同君の學的努力と學的貢獻とに對して滿腔の敬意を表したい。附録の圖版は燉煌・吐魯番・和闐其の他に發見された根

本史料の寫眞二十五種にして何れも天下の孤本と謂ふべく、索引も事項索引の上に本書に相應はしい法律文書索引が立てられ、用意の周到・讀者學者に對する學的親切の情が顯れて居る。私は敢て東洋史學支那史學專攻の研究者のみならず、國史專攻の學者にも一本を座右に備ふるの必要あるを信する者である。妄言多罪、東方文化學院東京研究所發行、定價九。〇〇圓(那波利貞)

○滿和辭典

文學博士 羽田 亨編

我東洋史學界特に滿洲史學界は昨年末に於て一大福音に接した事を同人と共に慶賀せねばならない。それは外でもない京大滿蒙調査會の事業の一として羽田博士監修の下に京大文學部東洋史教室の青年學徒の手によりて編纂された滿和辭典の完成出版である。先に滿洲國成立して既に數年隆々たる國勢の伸展は世界驚異の一であり、又今や支那赤化防止、東洋平和實現の大理想大使命の下に着々戰果を收めつゝある皇軍聖戰に伴つて内蒙古人は蒙古聯盟自治政府を樹立して新しき國家活動に踏み出し、北支には既に中華民國臨時政府が成立し活動を開始した。東亞の一角は正に新しき平和境實現の黎明が訪れて來た。是に至つて吾人の滿蒙支に對する認識は新にさるべく再認識再檢討が要求されるのである。我が國民として殊に東洋平和世界平和の具現者として、又一面東洋文化各般の保護者指導者として尊き使命を帯るものとし